

3.2.4. 評価区分の定義

監査調書一覧の「評価区分」列の定義を示す。

監査調書一覧における評価区分の定義

No.	評価区分	定義
1	文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準及び運営基準*等の関係法令、及び、関係通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」とする。（保育施設等からの改善報告書の提出を要するものとする。）
2	口頭指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> 違反について改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更できる。（保育施設等からの改善報告書の提出は要しないものとする。） 改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合とは、具体的には以下の観点から判断を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> （軽微な違反の観点） 単発的な事務処理のミス等で、修正が容易又は、指摘時点での修正対応が可能な場合。 （経過措置の観点） 施設の開設初年度等で初めての監査実施であり、実際の運営や安全に大きな支障がない、かつ、再発リスクが低い場合。又は、設備運営基準及び運営基準*等の関係法令及び関係通知等の改正に伴い、経過措置を適用する場合。
3	助言指導事項	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の努力義務規定違反、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘及び水準向上のための助言は、「助言指導事項」とする。

*「設備運営基準」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成16年4月）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月）を指す。

「運営基準」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月）を指す。